

平成 26 年 11 月 27 日
総務省栃木行政評価事務所
(所 長 : 小 松 靖)

河川の管理に関する行政評価・監視

〈所見表示に対する改善措置状況の概要〉

関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び千葉行政評価事務所では、「河川の管理に関する行政評価・監視」の所見表示（平成 26 年 7 月 31 日）に対する改善措置状況について、関東地方整備局からの回答を受けて、その概要を取りまとめましたので、公表します。

○ 「河川の管理に関する行政評価・監視」

〔平成 26 年 7 月 31 日、関東地方整備局に所見表示
所見表示に対する改善措置状況の概要は、別添参照〕

〈本件照会先〉
総務省栃木行政評価事務所
評価監視官 綿貫
電 話:028-634-4680
F A X :028-637-4809

「河川の管理に関する行政評価・監視」の所見表示に対する改善措置状況<概要>

実地調査 :平成26年4月～7月
所見表示先:関東地方整備局
所見表示日:平成26年 7月31日
回 答 日:平成26年10月31日

<調査の背景>

高度成長期に整備された構造物の老朽化や、良好な河川環境の整備等の要請に対応するため、国は、平成25年6月、河川法を改正し、河川管理施設及び許可工作物の維持・修繕基準を創設、不法な工作物・船舶係留・投棄等に対する適切な指導等の取組を強化
また、東日本大震災での被害にかんがみ、海岸での防御と一体となった河川津波対策の要請あり

主な所見表示事項(調査結果)

地域と連携した河川整備の推進

管内の一級河川8水系のうち4水系(久慈川、那珂川、荒川、相模川)及び利根川の5区間(渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦、中川・綾瀬川)について、国土交通大臣の河川整備基本方針の策定後、約6年から8年経過した現時点において、河川整備計画が未策定

河川の適切な管理

i) 矢板が破損し土砂が河道に流入等の維持管理が不適切な河川管理施設の事例、ii) 家屋を設置、不法耕作等の不法占用の事例、iii) 不法係留船の所有者を確認しているのは一部河川事務所にとどまるなど、河川の管理が不適切なものあり

海岸での防御と一体となった河川津波対策の推進

津波シミュレーションを行っているものの、管理施設等の諸元を定める際に対象とする津波の設定に至っておらず、利根川河口部の整備計画なし

主な改善措置状況

河川整備計画の策定に向けて、次の取組

- ・ 那珂川水系及び利根川の霞ヶ浦区間では、霞ヶ浦導水事業の検証作業進め、平成26年8月、対応方針(事業継続)を決定
- ・ 荒川水系では、同年8月、自然環境の保全・再生を行うための協議を実施
- ・ 相模川水系では、神奈川県と共同で「相模川ふれあい巡視」を同年7月に実施

- ・ 平成26年9月、河川事務所の担当者会議を開催し、今回の行政評価・監視を受けた結果を周知
- ・ 指摘した不適切事例について、i) 矢板修繕に先立って、境界を明らかにするために普通河川管理者と協議中、ii) 不法占用者に対し、是正するよう指示書を交付、iii) 不法係留船の所有者確認に係るマニュアルを平成26年度内に作成予定等、改善措置を実施中

- ・ 茨城県及び千葉県の関係部局と情報交換・意見交換を行い、河川津波対策について調査・検討中

所見表示に対する改善措置状況＜事項別＞

1 地域と連携した河川整備の推進

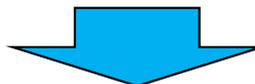
主な調査結果

- 河川整備計画（※）は、4水系＜久慈川、那珂川、荒川、相模川＞及び利根川水系の5区間＜渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦、中川・綾瀬川＞について、河川整備基本方針の策定後、約6年から8年が経過した現時点において未策定
- ※ 河川法において、河川に関し学識と経験を有する者の意見の聴取、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための措置を講ずること、関係都道府県知事又は関係市町村の意見の聴取の策定手続を規定
- 河川整備計画の策定状況をみると、久慈川、那珂川及び荒川は、霞ヶ浦導水事業に係る個別ダムの検証、環境への配慮などの技術的課題があるとして、学識経験者の意見聴取、公聴会の開催等の河川整備計画の策定手続に至っていない。
また、相模川及び利根川水系の5区間は、学識経験者の意見聴取や公聴会の開催等から4年又は5年が経過しているが、その間に特段の進展なし



所見表示の要旨

平成9年の河川法改正の趣旨を踏まえ、住民、地方公共団体等の地域と連携した河川整備を推進する観点から、久慈川、那珂川、荒川及び相模川の4水系並びに利根川水系の5区間について、技術的課題があるものは学識経験者、行政機関等関係者による検討等により課題を解決した上で、また、特段の課題がないものは速やかに、河川整備計画を策定すること



回答の要旨

河川整備計画の策定に向けて、次の取組

- ・ 那珂川水系及び利根川の霞ヶ浦区間では、霞ヶ浦導水事業の検証作業を進め、平成26年8月「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を踏まえ、対応方針（事業継続）を決定
- ・ 荒川水系では、同年8月から自然環境の保全・再生を行うための協議を実施
- ・ 相模川水系では、神奈川県と共同で「相模川ふれあい巡視」を同年7月に実施
- ・ このほかの久慈川水系並びに利根川水系の渡良瀬川、鬼怒川、小貝川及び中川・綾瀬川の4区間では、河川整備計画の策定に向けて検討中

2 河川の適切な管理

(1) 河川管理施設等の適切な維持管理

主な調査結果

ア 河川管理施設

- ① 矢板が破損し、土砂が河道に流れ込んでいるもの（利根川下流河川事務所（以下「利根川下流」と略称。他の河川事務所についても同じ。））【事例1】
- ② 柵が破損している上、護岸に堆積した土のため柵の高さが不十分なもの（江戸川）【事例2】
- ③ 国土交通省の浄化施設を示す看板が、洪水時に対応しておらず固定式となっているもの（江戸川）

イ 許可工作物

- ① 履行検査の対象となっているが、堤防上の道路のひび割れについて管理者に指導を行っていないもの（江戸川）
- ② 許可外の施設を設置しているもの（利根川下流、江戸川）
- ③ 履行検査の結果、進入防止策を取るよう指導しているが、立入禁止等の看板が設置されておらず、侵入のおそれがあるもの（荒川上流）
- ④ 占用許可を受けているが、設備が固定されており、出水時に移動できる状態にないもの（江戸川）

所見表示の要旨

河川管理施設等の適切な維持管理を推進する観点から、

- ① 指摘した不適切事例について、速やかに是正を図ること、
- ② 河川巡視、点検及び履行検査を的確に実施し、河川管理施設の損傷、腐食、不備等によりその機能の維持に支障が生じるものについては是正措置を速やかかつ着実に講ずるとともに、許可工作物に係るものについては、その設置者に対し是正措置を速やかに講じさせること。

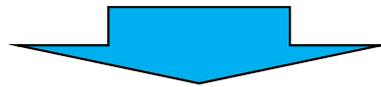
回答の要旨

- ① 河川管理施設について、事例1は矢板補修に先立って、境界を明らかにするため普通河川管理者と協議中、事例2は柵を補修し土砂を撤去。他の指摘事例は改善措置を検討中
また、許可工作物については、速やかな対応を設置者に指導中
- ② 河川巡視、点検等の結果に基づき河川管理施設の機能に支障が生ずると判断する場合には引き続き適切な措置を講ずるとともに、許可工作物についても設置者を指導する方針

(2) 河川敷の不法占用の排除

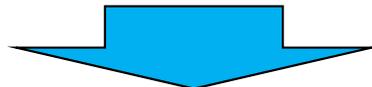
主な調査結果

- 次の不法占用事例がみられるが、いつまでにどのような是正措置を行うのかが明確とされていないことや是正内容が不十分なことがあり、簡易代執行及び監督処分の実施に至っていない状況
 - ① 長期にわたり河川敷に盛土をして家屋等を設置しているもの（利根川上流、利根川下流、渡良瀬川、荒川上流）
 - ② 車両、ごみ等が廃棄されているもの（渡良瀬川、荒川上流）【事例3】
 - ③ 国有地で広範にわたって不法耕作されているもの（利根川下流、荒川上流）【事例4】
 - ④ 国有地に産業廃棄物等が大量に放置されているもの（利根川下流、荒川上流）
 - ⑤ 栈橋や釣り足場等が不法に設置されているもの（利根川上流、利根川下流、江戸川、渡良瀬川、荒川上流）【事例5】



所見表示の要旨

河川の適正な利用を推進する観点から、河川巡視等により把握した土地の不法占用、不法耕作、不法投棄等について、いつまでにどのような是正措置を行うか具体的な対応方針を定め、口頭指導、警告表示、指示書の交付等の是正措置の進捗管理を徹底し、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分又は簡易代執行を遅滞なく行うことにより、違法状態を解消すること



回答の要旨

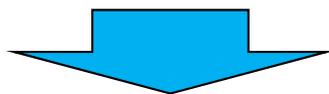
今回指摘のあった事例について、一部事例は、放置車両の撤去【事例3】不法耕作の中止【事例4】釣り足場の撤去【事例5】が行われ改善済み。他の指摘事例については、警告看板の設置、指示書の交付など是正措置を実施中
また、不法占用の排除を図るための継続的な取組として、「不法占用、係留・投棄、処理台帳」の記載要領を平成26年度中に作成し指導経過がより適切に確認できるものとした上で、是正措置の進捗管理を徹底し、違法状態を解消するために適切な行政指導、対応措置を行う方針

(3) 占用許可申請等の適正化

主な調査結果

5河川事務所及びこれら管内の11出張所における占用許可の実施状況を調査した結果、次の事例がみられた。

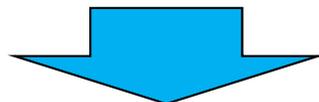
- ① 許可更新されておらず、占用許可期限が過ぎているもの12施設、うち2施設は10年以上もの間、更新許可申請なし（利根川下流）〔同種事例（江戸川、荒川上流）〕
- ② 河川占用許可標識が設置されていないもの（利根川下流、江戸川）【事例6】
- ③ 占用許可標識に連絡先や所轄の河川事務所等名の記載がないもの（利根川下流、江戸川、渡良瀬川、荒川上流）



所見表示の要旨

土地占用の許可申請等の適正化を推進する観点から、

- ① 占用許可期間が経過しているものについて、速やかに更新許可申請を行わせるとともに、長期間経過しているものについては厳正な是正措置を講ずること
- ② 未設置の河川占用許可標識について早急に標識を設置すること
- ③ 河川巡視等の際に河川占用許可標識の記載内容を確認し、標識に占有者の連絡先及び所轄の河川事務所・出張所名を明記することについて、標識の設置者に対する指導を徹底し改善措置を講じさせるとともに、今後、土地の占用許可申請者に対し周知すること



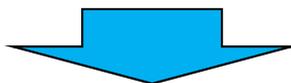
回答の要旨

- ① 占用許可期間が経過しているものについては、速やかに許可を受けるよう指導し、順次更新中。さらに、前回許可期間満了から1年を経過しているものについては、既に申請されているものを除き、平成26年度内に文書により通知予定
- ② 占用標識の設置を省略できる施設について平成26年度内に見直した上で、設置が必要と認められる施設について、占有者に対し標識の設置を指導する方針【事例6】
- ③ 占用許可標識の記載内容を確認し、標識に占有者の連絡先及び所轄の河川事務所・出張所の記載がない場合は、占有者に対し追記を指導する方針

(4) 不法係留船対策の推進

主な調査結果

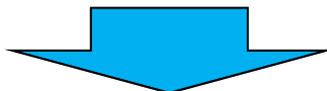
- ① 関東地方整備局管内の不法係留船舶数は3,192隻（平成26年2月現在）。23年度及び24年度は監督処分及び簡易代執行の実績なく、25年度に簡易代執行が3件
確認マニュアルが作成されておらず不法係留船の所有者確認の方針等が明確となっていないため、不法係留船舶の存在を把握している4河川事務所（利根川上流、利根川下流、江戸川、荒川上流）のうち、所有者の確認を行っているのは一部の河川事務所（江戸川）のみ
- ② 河川区域に放置を禁止する対象物として船舶が指定されていない。
 - ・ 不法係留船に罰則（3月以下の懲役又は20万円以下の罰金）を適用するには、事前に河川ごとに放置を禁止する対象物として船舶が指定されることが必要
 - ・ 平成26年5月及び6月に関係都県等との調整に着手したところ



所見表示の要旨

河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持等の観点から、

- ① 不法係留船対策について、その所有者確認に係るマニュアルを作成し、警告表示、指示書交付等の是正措置を確実に実施し、なお是正されないものについては、原状回復命令等の監督処分又は簡易代執行を遅滞なく行うことにより、違法状態の解消を図ること
- ② 船舶の放置等に係る罰則の適用について、関係地方公共団体等との調整の上、放置を禁止する対象物を速やかに指定すること



回答の要旨

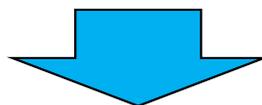
- ① 不法係留船の所有者確認に係るマニュアルを平成26年度内に作成し、警告表示、指示書の交付等の是正措置を着実に実施する方針
- ② 平成26年10月31日に3水系8河川で「河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの」として船舶を指定【事例7】その他の河川についても、早期の指定に向けて、関係地方公共団体と調整中

(5) 河川維持管理に関する履歴の適切な記録

主な調査結果

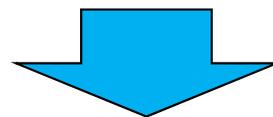
河川維持管理の履歴を保存し河川管理の基礎資料とする「河川カルテ」の作成状況を調査した結果、次の事例がみられ、現状の河川カルテの内容では河川の維持管理状況を把握するための基礎情報としては不十分

- ① 堤防、護岸等に関する経時カルテを全く作成していないもの（荒川上流の西浦和出張所）、管轄する河川区域の1 km区間ごとに作成することになっているが、全区間をまとめて作成しているもの（江戸川の江戸川河口出張所及び松戸出張所）
- ② 堰、揚水機場等に関する施設カルテについて、作成していないもの（荒川上流の入間出張所）、一部の河川管理施設等の作成にとどまっているもの（利根川下流の安食出張所及び銚子出張所、江戸川の江戸川河口出張所及び松戸出張所、荒川上流の西浦和出張所及び熊谷出張所）



所見表示の要旨

適切な河川の維持管理を推進する観点から、河川カルテ作成要領に則して、河川カルテの作成を励行すること



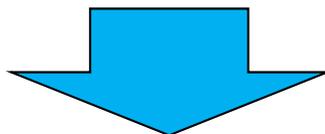
回答の要旨

今回指摘のあった事例について、堤防等に係る変状の経過観察が必要な箇所の経時カルテ及び河川管理施設に係る施設カルテを作成する予定。また、「河川カルテ作成要領」に則した河川カルテ作成に引き続き取り組むよう各河川事務所を指導予定

3 海岸での防御と一体となった河川津波対策の推進

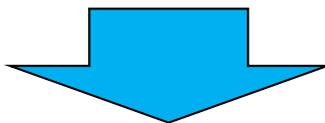
主な調査結果

- 「河川津波対策について」（平成23年9月2日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）によれば、海岸管理者である都道府県と連携を図りつつ、「施設画上的津波」（発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波）を設定すること、その水位について、津波シミュレーションにより算定される水位を基に、河口の位置する海岸の設計津波の水位を勘案して設定することが求められている。
「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」（平成25年5月、関東地方整備局）で河川津波対策を新たな課題として掲げ、茨城県及び千葉県との情報共有を図ると共に、25年度に津波シミュレーションを行っているものの、「施設画上的津波の水位」の設定には至っておらず、利根川河口部の整備計画なし
- 他方、茨城県と千葉県は、東日本大震災後、津波対策に係る堤防整備について、速やかに、それぞれ委員会を設置するなどにより、堤防等の整備に係る検討を重ね、その結果に基づき取組を推進



所見表示の要旨

津波による河川沿岸の住民の安全確保及び被害軽減の観点から、河川津波対策について、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の見直しを視野に入れて、関係地方公共団体と一層の連携を図るとともに、速やかに施設画上的津波を設定し、河川部と海岸部の一体となった防御を推進すること



回答の要旨

平成26年7月以降も茨城県及び千葉県の関係部局と情報交換・意見交換を行い、河川津波対策について、調査及び検討を進めているところ。引き続き、関係機関と一層の連携を図り、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、津波による災害の発生の防止又は軽減を図る方針

河川の管理に関する行政評価・監視

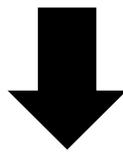
— 主な改善事例 —

- 【事例1】 護岸の補修等について普通河川の管理者と協議（利根川下流河川事務所）・・・1頁
- 【事例2】 破損している柵を補修し、堆積している土砂を撤去（江戸川河川事務所）・・・2頁
- 【事例3】 河川区域に放置された車両を撤去（渡良瀬川河川事務所）・・・・・・・・・・3頁
- 【事例4】 不法耕作地に警告看板を設置（荒川上流河川事務所）・・・・・・・・・・4頁
- 【事例5】 低水路に不法に設置された釣り足場を撤去（渡良瀬川河川事務所）・・・・・・・・5頁
- 【事例6】 占有許可施設に占有許可標識を設置（利根川下流河川事務所）・・・・・・・・6頁
- 【事例7】 不法係留船対策について罰則の適用に係る船舶の指定（官報）・・・・・・・・7頁

【事例1】護岸の補修等について普通河川の管理者と協議（利根川下流河川事務所）



(改善前)
コンクリート製の護岸矢板が破損し、河岸の土砂が河道に流入

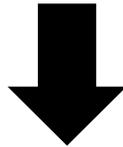


本川と支川との接続部分に整備されている矢板が破損し土砂が河道に流れ込んでいるものについて、矢板補修に先立って、境界を明らかにするため普通河川管理者と協議中

【事例2】破損している柵を補修し、堆積している土砂を撤去（江戸川河川事務所）



(改善前)
河岸に設置された柵が破損している上、護岸に堆積した土により柵の高さが不足

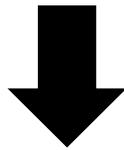


(改善後)
柵を補修し、堆積している土砂を撤去

【事例3】河川区域に放置された車両を撤去（渡良瀬川河川事務所）



(改善前)
河川区域に
自動車2台が
放置

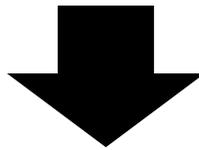


(改善後)
占有者(県)
により撤去

【事例4】不法耕作地に警告看板を設置（荒川上流河川事務所）



(改善前)
警告看板
はあるもの
の広範囲に
わたって不
法耕作

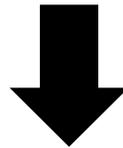
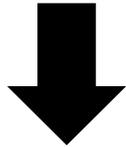


(改善後)
警告表示
板の設置や
不法耕作地
の囲い込み
により不法
耕作を中止

【事例5】低水路に不法に設置された釣り足場を撤去（渡良瀬川河川事務所）



(改善前)
低水路に
不法に釣り
足場が設置
※警告書の
貼付は指摘
後



(改善後)
警告後に釣
り足場を撤
去

【事例6】占有許可施設ごとに占有許可標識を設置（利根川下流河川事務所）



(改善後)
占有許可標識がなかった4つの船入場それぞれに占有許可標識を設置



【事例7】不法係留船対策について罰則の適用に係る船舶の指定（自報）

(号外第241号)

平成26年10月31日

三 アリテアツシュ・カウンスル、IDP：IELTSオーストラリア及びケンブリッジ大学英語検定機構のIELTSのアカデミック・モジュール又はジュニア・トリーニング・モジュール

四 公益財団法人日本英語検定協会の採用英語技能検定

2 試験機関は、前項に規定する提示及び提出をした受験者については、当該提示及び提出に係る同項の成績に応じて、平成23年人事院公示第17号（以下「公示」という。）第2項第3号(1)に基づき定める基準（以下単に「基準」という。）に従い英語試験による能力及び適性（原則第2条に規定する能力及び適性をいう。以下同じ。）を有するかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を行うものとする。

3 試験機関は、第1項に規定する提示及び提出をしなかった受験者については、英語試験に係る能力及び適性を確認できなかったものとして、基準に従い判定を行うものとする。

4 英語試験の受験及び施行については、前3項の規定によるほか、公示に定めるところによる。

5 この決定は、平成27年2月1日から効力を発生する。

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則8-18（採用試験）第6条第2項第1号及び第3号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年10月31日

人事院総裁 一宮なほみ

1 前書き中「第2号」を「第3号」に改める。

別表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロ(1)中「ペリチメテアア応用」を「コンピュータシステム技術」に改め、同号ロ(3)中「測量、土木施工」を「測量、土木施工及び測量」に改め、同号ロ(4)中「建築設計、建築構造設計、建築計画」を「建築設計、建築構造設計、建築計画」に改め、同項第2号中「農業科学基礎」を「農業と環境」に改め、同項第3号中「環境科学基礎」を「農業と環境」に改め、「建築土木施工」の次に「水循環」を加え、同項第4号中「環境科学基礎」を「農業と環境」に、「林産加工」を「林産物利用」に改め、同表海上保安大学校学生採用試験の項第1号、同表筑波大学校学生採用試験の項第2号中「英語Ⅰ及び英語Ⅱ」を「コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ」に改める。

2 この決定による改正は、平成27年2月1日から効力を発生する。

関東地方整備局公示

多摩川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成26年11月10日から施行する。

平成26年10月31日

関東地方整備局長 越智 繁雄

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
多摩川水系	多摩川	船舶
	大栗川	船舶
	浅川	船舶
鶴見川水系	鶴見川	船舶
	矢上川	船舶

早瀬川	船舶
鳥山川	船舶
相模川水系 相模川	船舶

平成26年不動産鑑定士試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第5条第1項の規定により平成26年不動産鑑定士試験に合格した者を次のとおり公告する。

平成26年10月31日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 井出多加子

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1001	村田 望	1401	安岡 温史

入籍	氏名	住所	年齢	性別	職業	収入	備考
1032	濱田 徹	1409	幸田 涼	1310	入籍 公彦	1692	幸太
1047	安部 拓哉	1428	井澤 康	1321	天笠 謙	1693	小島 淳
1067	内藤 敏明	1430	北川 哲也	1338	山北 謙	1703	大野 健
1076	山本 有佳	1437	母袋 秀樹	1341	佐藤 貴大	1709	坂田 一郎
1132	竹村 光一	1453	貝沼 孝治	1355	山田 勇介	1720	古田 尚也
1143	岡村 美里	1517	原辰 優作	1385	小林 雅和	1722	古田 尚也
1144	安達 則嗣	1526	尾田亜沙美	1357	後藤 赤穂	1724	松野 瓦吾
1146	一ノ瀬優也	1541	坂田 大樹	1370	松永 佳範		鎌見 清彦
1150	黒田晃太郎	1543	村松 浩人		大阪府)		
1174	上杉 晃男	1549	藤原 健一	3018	吉村 敏充	3143	小倉 英明
1180	立岩 隆規	1550	藤原 健一	3018	北村日出雄	3146	田中 伸和
1196	倉坂 和斗	1582	前辺 健年	3060	山下 周平	3165	福田 俊介
1210	片岡 義雄	1582	中矢 雄平	3070	柴井 敏齊	3184	林 和也
1228	尾島 孝一	1602	山下 雄平	3077	宮田 敏齊	3185	山内 和也
1231	小田 晴彦	1611	古谷 直子	3093	小澤 大介	3209	中山 亮志
1233	倉崎 直美	1620	瀬川 和輝	3114	岡本ひろ子	3262	田中 啓彦
1235	宮代 亮二	1626	指淵 伸茂	3116	信野 哲祥	3264	塩田 睦大
1257	元山 卓	1631	高倉 文彦	3128	福岡県)		
1279	周田 大輔	1652	石原 晋志 悠	4017	中村 寿夫	4030	久保田 茂
1280	竹田 勇輝	1653	原科 篤 篤二	4024	大石健一郎	4032	百富 勝彦
1281	船口 勝史	1675	白倉 健二				以上 84名
1304	岸村 武夫	1676	土屋 真人				

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成26年度の平成26年8月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成26年10月31日

科目	歳入予算額	収納済歳入額		歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	収入割合
		本月	前月までの累計		
租税及印紙収入	500,001,000,000	1,917,203,972	1,017,566,575	2,934,773,548 △ 47,065,226,451	5.8%
租	48,945,000,000	1,840,745,874	800,187,598	2,640,933,473 △ 46,304,066,526	5.3%
所得税	14,790,000,000	967,014,317	510,916,882	1,477,934,199 △ 13,312,066,800	9.9%
法人税	10,018,000,000	107,711,105	—	1,077,711,05 △ 9,910,288,894	1.0%
相続税	1,545,000,000	103,972,856	14,272,701	118,245,357 △ 1,426,754,642	7.6%
消費税	15,333,000,000	49,789,412	103,603,535	153,392,947 △ 15,185,607,052	1.0%
酒税	1,341,000,000	106,057,061	11,148,243	117,205,304 △ 1,223,794,695	8.7%